

議案第10号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

重度心身障害者の医療に係る助成金について、居住地特例対象施設を追加するため、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「この号において」を削り、同号中クをコとし、ウからキまでをオからケまでとし、同号イ中「（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) 他の都道府県又は市町村が実施する医療費の助成事業により、この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。